

新宿区立子育て支援施設及び新宿区立ことぶき館の区民自主事業実施運営要綱

平成5年3月29日付4新厚管第2035号区長決定
平成12年3月17日付12新福管第2149号課長改正
平成16年3月30日付15新福管第3028号課長改正
平成20年5月16日付20新子サ事第256号 改正
平成21年4月20日付21新子サ事第236号 改正
平成22年4月15日付22新子サ事第246号 改正
平成23年6月30日付23新子総児第484号 改正
平成24年4月25日付24新子総児第211号 改正

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成22年新宿区条例第46号）に定める新宿区立子育て支援施設（同条例第13条に規定する指定児童館を除く。以下「子育て支援施設」という。）及び新宿区立ことぶき館条例（昭和41年新宿区条例第1号）に定めることぶき館（以下「ことぶき館」という。）（以下これらを総称して「子育て支援施設等」という）を使用して、区民による自主事業を実施することについて必要な事項を定め、子育て支援施設等と児童及び高齢者に関する地域活動の連携の促進と、子育て支援施設等の利用の充実を図り、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象日・時間)

第2条 自主事業を実施することができる日は、休館日を除く土曜日、日曜日、祝日とする。

2 自主事業の実施時間は、原則として、午前9時30分から午後5時までの範囲内とする。

(自主事業の内容)

第3条 自主事業の内容は、次の各号の一とする。

- (1) 健全な遊びを通して地域児童の健やかな成長を促すもの。
- (2) 文化の提供、伝承を通して地域児童の豊かな情操を養うもの。
- (3) 家庭、地域の養育力の向上に資するもの。
- (4) レクリエーション活動を通して高齢者の健康の増進を図るもの。
- (5) 趣味、教養活動を通して高齢者の生きがいの充実を図るもの。
- (6) 高齢者の交流と親睦を図るもの。
- (7) その他、地域福祉の増進に資するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する事業又は行為は行えないものとする。

- (1) 営利を目的とすること。
- (2) 特定の政党又は宗教の利害に関すること。
- (3) 参加者から料金を徴収すること。
- (4) もっぱら飲食することを目的とした事業を行うこと。
- (5) もっぱら特定の団体又は個人のために事業を行うこと。
- (6) その他、子育て支援施設等の管理運営上、支障のある事業又は行為を行うこと。

(運営委員会の設置)

第4条 自主事業を実施するために、子育て支援施設等に運営委員会を設置する。

ただし、子育て支援施設とことぶき館の合同の運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会の構成員は、原則として当該子育て支援施設等の存する地域で、次に掲げる者を対象に構成するものとする。

- (1) 児童の健全育成を目的とする団体の関係者
- (2) 高齢者福祉の向上を目的とする団体の関係者
- (3) 地域福祉の向上を目的とする団体の関係者
- (4) 第3条に定める事業に理解と熱意のある者

3 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 会計
- (3) 監査
- (4) その他、必要な役員

4 会長は、運営委員会を代表するものとする。

5 運営委員会は、この要綱に定められた自主事業を運営するため、次のことを行う。

- (1) 自主事業の実施計画の策定
- (2) 自主事業の企画、準備、実行
- (3) 関係機関、団体との連絡、調整及び報告
- (4) その他実施運営に関すること

6 運営委員会は、規約を定め、自主的かつ民主的に運営するものとする。

7 運営委員会は、規約、役員を決定したときは速やかに新宿区に届け出るものとする。また、変更があったときも同様とする。

(企画書・報告書の提出)

第5条 運営委員会は、自主事業の実施にあたり、事前に企画書を新宿区に提出するものとする。

2 運営委員会は、前項の企画による事業を実施した後、報告書を速やかに新宿区に提出するものとする。

(経費)

第6条 自主事業に要する経費は、別に示す基準により、新宿区が予算の範囲内で負担する。

なお、各区民自主事業運営委員会の予算の範囲を越えた経費については、新宿区は追加の経費を負担しないものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、自主事業の実施運営に関し必要な事項は、福祉部長及び子ども家庭部長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日より施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日より施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月20日より施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月27日より施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日より施行し、同年4月1日より適用する。